

川崎市中原区役所寄贈方式による広告入り窓口用封筒に関する要綱

(19川中総第626号平成19年9月27日区長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市中原区役所（以下「区役所」という。）に配置して、市民が窓口で受け取った証明書等を入れるための広告入り窓口用封筒（以下「封筒」という。）を寄贈しようとする申出（以下「寄贈申出」という。）があった場合における広告内容の掲載基準、広告内容及び封筒の使用等の決定に係る手続き等について定めるものとする。

(決定機関)

第2条 寄贈申出があった場合は、中原区役所広告物審査委員会要綱第3条各号が掲げる事項について、中原区役所広告物審査委員会（以下「委員会」という。）に諮って決定するものとする。

2 委員会の決定に基づき封筒を導入する時は、中原区長（以下「区長」という。）は当該寄贈申出をした者（以下「寄贈者」という。）との間で確認書を締結することとする。

(使用期間)

第3条 封筒の使用期間は、原則として1年間とする。

(記載事項)

第4条 封筒の表面及び裏面に記載する事項のうち、区役所の記載部分は、区役所名、所在地、電話番号、ロゴマーク及びその他委員会に諮って決定するものとする。

2 寄贈者が記載する広告の部分は、「川崎市広報印刷物等広告掲載基準」に準じたものでなければならない。

3 封筒の表面及び裏面とも、寄贈者の掲載部分は、表面積の40パーセント以下とする。

4 寄贈者が広告主を募集する場合、区役所が寄贈を募集している等の誤解を与えてはならない。

(規格の変更・利用の中止)

第5条 寄贈者が、封筒の規格等を変更しようとする場合は、変更の3ヶ月前までに区長に変更事項を通知し、区長の指示に従うものとする。

2 寄贈者からの封筒の利用が適当でないと認められる場合、委員会に諮って区長はその封筒の設置を取りやめることができるものとする。

(苦情処理)

第6条 寄贈者は、封筒の記載事項についての苦情等のうち寄贈者の記載事項に関するものについて、自らの責任において速やかに解決しなければならない。

(通知、回収及び代替の措置)

第7条 寄贈者は、広告主に営業停止、犯罪等の問題が発生した場合には、速やかに区長に通知するとともに、その広告主に係る封筒を回収し、代替の封筒を配置しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。